

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園等に勤務している、幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が、特例制度(※)により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設等の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

こども家庭庁「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

(1)対象者 幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない松山市内の下記施設①または②に勤務する者

①認定こども園 ②認定こども園への移行を予定している施設

(2)申請者 (1)の①②の施設 ※個人での申請はできませんので、ご注意ください

(3)支給要件 下記の①～④を満たしていること

①当該年度中に指定保育士養成施設等で受講を開始していること

②指定保育士養成施設等での教科目取得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること

③保育士証の交付を受け、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設で1年間以上勤務していること

④代替保育士については、「保育人材確保事業の実施について」の別添1に定める4(4)を満たしていること

(4)補助金額 下記の①②

①事業対象となる者1人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の2分の1(上限10万円)

②代替職員雇上費 1日当たり8,040円(令和7年度)

(5)申請の流れ

① 養成施設等入学

【実施計画書提出】

② 松山市に実施計画書を提出

受講開始日の属する年度中

③ 計画の実施決定通知を受ける

【受講開始の日】

④ 養成施設等で保育士資格を取得

養成施設等の入学日、受講許可を得た

⑤ 保育士証の交付を受ける

日、受講申込日のいずれか早い日

⑥ 松山市に完了報告書・補助金申請を提出

【補助金申請時期】

⑦ 補助金決定後、補助金請求

①保育士証の交付後、勤務対象施設に

⑧ 補助金の交付

勤務を開始した日の属する月末まで

⑨ 半年後、「勤務継続報告書」提出

②保育士証の交付前から勤務対象施設

⑩ 1年後、「勤務継続報告書」提出

に勤務している場合は保育士証の交付

を受けた月末